

令和7年4月28日

**令和7年度イノベーション技術創出支援補助金
(市内理工系大学との産学連携による共同研究枠)
募 集 要 領**

さいたま市における、医療・ヘルスケアに関する産業分野その他の成長産業分野に関する研究開発型企業の集積及び技術革新の創出を図るため、市内理工系大学との共同研究による当該研究開発型企業の研究開発及び実証実験の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で「イノベーション技術創出支援補助金」を交付します。

補助金の交付を希望される方は、本募集要領とさいたま市イノベーション技術創出支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を参照し、手続きに従って申請してください。申請書類及び交付要綱はさいたま市 WEB サイトからダウンロードできます。

次の技術分野における、市内理工系大学との産学連携による共同研究の取組を対象とする。

【補助対象事業の技術分野】

- ①医療・ヘルスケアに関わる技術分野
- ②環境・新エネルギーに関わる技術分野
- ③防災・減災に関わる技術分野
- ④スポーツ産業に関わる技術分野

1 補助対象事業者

補助対象事業者は、さいたま市リーディングエッジ企業[※]又は市内に事業所を有し、かつ、市内で1年以上事業を営む中小企業者とします。

※令和7年4月1日現在で、認証を受けている企業に限る

2 補助金の概要

(1) 補助対象事業及び補助金の額

補助の対象となる事業は、上記技術分野に関する研究開発又は実証実験（ただし、実証実験は原則、市内で実施するものに限ります。）とし、補助金の額は以下のとおりです。

- ①研究開発 補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（1件につき100万円を限度とします。）
- ②実証実験 補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額（1件につき500万円を限度とします。）

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

※なお、採択された場合においても、予算の範囲内において実施することから、補助交

付申請額より減額となる場合があります。

(2) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、消費税及び地方消費税相当額を除く次の経費とします。

経費区分	内容
原材料・副資材費	部品、原材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置費	機械装置の購入、借用、改修、据付け及び修繕に要する経費（購入に要する経費は、単価50万円未満のものに限る。）
外注・委託費	研究機関及び外部の事業者への外注・委託に要する経費（補助事業者が直接実施できないもの又は直接実施することが適当でないものに限る。）
産業財産権経費	産業財産権の出願に関する経費（出願料、審査・審判請求料、特許料・登録料、特許法等関係手数料、弁理士試験受験手数料、国際出願関係手数料及び国際登録出願関係手数料を除く。）
技術指導導入費	研究機関及び外部の事業者から技術指導を受ける場合に要する経費
調査費	調査旅費（宿泊代、日当等を除く。）、試験装置使用料、技術資料図書及び分析資料の購入費その他の技術調査及び試験分析調査に要する経費
展示会出展経費	展示会出展料、装飾品費、輸送費、その他の展示会出展に要する経費

実証実験については、以下の経費も対象とします。

経費区分	内容
直接人件費	補助事業に直接従事する者の人件費（時間単価に従事時間を乗じて得た額とし、当該額が48万円を超えるときは、48万円とする。）
安全対策費	保安要員人件費・旅費、各種保険料、会場安全対策施設の購入費・設置費その他の実証実験実施に関する安全対策に要する経費
実験補助要員経費	補助要員人件費・旅費その他の実証実験実施に関する補助要員に要する経費
実験協力費	協力者謝金・旅費その他の実証実験協力者に関する経費
使用料	会場使用料、電気・水道・ガス使用料その他の実証実験実施会場・施設利用に要する経費

【留意事項】

① 支払方法について

支払方法が指定されている場合を除き、原則、銀行振込とします。やむを得ない事情により支払方法がクレジットカード等となる場合は、補助対象期間内に口座からの引き落としが完了している場合のみ補助対象経費として認められます。

② ポイントの扱いについて

補助対象経費の支払いの際にポイントが付与された場合、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められません。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することが出来る場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、

その残額を補助対象経費として取り扱って差し支えありません。

③ 機械装置費について

グループ等を構成する場合を含め、補助事業者が所有者となる機械装置のみを対象とします。

④ 展示会出展経費について

本補助事業での研究成果を発表するものを対象とします。

⑤ 直接人件費について

直接人件費の算出にあたっては、以下の計算式に基づくこととします。なお、1月の上限額は48万円とします。

人件費＝時間単価×従事時間

・時間単価＝月額報酬÷160

・月額報酬＝基本給＋諸手当（交通費・役職手当等）

※賞与及び時間外労働に対する賃金を除く。

・通勤手当がまとめて支給されている場合は、各月に按分して月額報酬を算出する。

・従事時間は、30分単位とする。

・1月に160時間以上従事した場合、実際の月額報酬を当月の補助対象経費額とする。

(3) 補助事業の実施期間

補助金の交付決定の日から令和8年2月28日（土）までとします。交付決定の前に開始した事業については補助金の対象となりません。

(4) 補助金の交付

補助事業完了後の実績報告及び経費の支払を証する書類の提出に基づき補助金交付額を確定し、補助事業者の請求により交付します。

(5) 補助事業の公表

補助事業者名称、補助事業名称、補助事業の目的及び補助金の額を公表します。

3 申請期間及び申請方法

(1) 申請期間

令和7年4月28日（月）から令和7年5月16日（金）まで（郵送による申請の場合は、5月16日（金）消印まで有効とする）

(2) 申請方法

次の書類をさいたま市産業展開推進課あて持参又は郵送により提出してください。

①イノベーション技術創出支援補助金交付申請書（様式第1号）	1部
②事業実施計画書（別紙1）	1部
③収入支出予算書（別紙2）	1部
④直近2期分の決算書類の写し（貸借対照表、損益計算書及び個別注記表）	1部
⑤イノベーション技術創出支援補助金交付申請にかかる誓約書	1部

なお、選考の過程において、その他必要資料の提出をお願いする場合があります。
※②事業実施計画書（別紙１）への産学連携体制に係る記載は必須とします。

4 選考方法及び交付決定

(1) 選考方法

提出された申請書類に基づき、「さいたま市イノベーション技術創出支援補助事業選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が補助事業の選定及び補助対象経費の審査を行います。

【補助事業選定審査の視点】

第１ 補助対象事業としての適格性

- (1) 補助対象事業者の適格性
- (2) 補助対象事業の適格性
- (3) 補助事業計画の妥当性
- (4) 補助対象経費の適切性

第２ 技術面

- (1) イノベーション技術の新規性
- (2) イノベーション技術の有効性

第３ 事業化面

- (1) 事業化への可能性
- (2) 事業化により実現される社会的価値

第４ 政策面

- (1) さいたま市施策との整合性
- (2) さいたま市政策実現への貢献性

(2) 交付決定

審査委員会の選考結果に基づき、市が交付決定を行います。決定後、申請者に結果を通知します。

5 スケジュール（予定）

令和７年４月２８日（月） ～５月１６日（金）	申請期間
令和７年５月下旬頃	交付決定
令和７年６月上旬頃	補助事業開始
～令和８年２月２８日（土）	補助事業完了
令和８年３月	事業実績報告、補助金交付額確定
令和８年３月下旬～４月	補助金交付

6 留意事項

- (1) 提出された書類は、選考結果によらず返却いたしません。
- (2) 申請内容に関する特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、応募者の責任で対応してください。
- (3) 申請内容に関する個人情報については、本事業の実施に伴う事項、本市が実施する各種事業のご案内のみに利用させていただきます。
- (4) 申請に関する個別のお問合せについては、一切お答えできません。

7 申請先及び問合せ先

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課 新産業育成係

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1371 FAX 048-829-1944

E-mail sangyo-tenkai-suishinka@city.saitama.lg.jp